平成28年労第247号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、プレス工として就 労していたところ、平成〇年〇月〇日、プレス機を操作中、運転モードを「一工 程」とすべきところを「連続」と設定してしまっていたため、加工した製品を取 り出そうと金型内に左手を入れたところ、プレス機に挟まれ、負傷した(以下「本 件災害」という。)。

請求人は、同日、C病院に受診し「左母指切断、左手挫滅創、左前腕挫滅創」と診断され、さらに同日、D病院に受診し「左皮膚剥脱創、左手圧挫傷、左母指切断」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日治癒(症状固定)した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求した ところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別 表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第8級に該当するものと 認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

# 第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当 する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人及び再審査請求代理人は、請求人に残存する障害は、障害等級第8級より上位の級に該当する旨主張しているので、以下検討する。
  - ア 「左母指の欠損障害」について

E医師作成の平成○年○月○日付けの診断書、同年○月○日付け傷病部位表示図及びレントゲン写真から、手根骨以上を失っていることが認められるので、当審査会としても障害等級第9級の8「1手の母指を失ったもの」に該当するものと判断する。

イ 「左示指の機能障害」について

左示指中手指節関節(MP)の関節運動領域については、E医師及び労働 基準監督署(以下「監督署」という。)が行ったいずれの測定結果において も、健側に比して、2分の1以下に制限されていることが認められることか ら、当審査会としても、障害等級第12級の9「1手の示指の用を廃したも の」に該当するものと判断する。

ウ 「左手関節の機能障害」について

左手関節の関節運動領域については、E医師及び監督署が行ったいずれの 測定結果においても、健側に比して、4分の3以下に制限されていることが 認められることから、当審査会としても、障害等級第12級の6「1上肢の 3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」に該当するものと判断する。

エ 「左手部の疼痛等の神経症状」について

請求人の左手部の神経症状について、F医師は、画像鑑定書及び意見書において、RSDの可能性がある旨の意見を述べている。そこで、当審査会としては、特殊な性状の疼痛の有無について精査する必要があると判断したため、G病院のH医師に検査及び鑑定を依頼したところ、同医師は、意見書において、要旨、「請求人の神経症状は、手指切断で通常みられる疼痛であり、特殊な性状の疼痛(カウザルギー及びRSD)とは認められない」と述べている。

当審査会としては、画像診断に基づく同医師の意見は妥当であると判断することから、請求人の左手部において、特殊な性状の疼痛は認められず、左母指の欠損障害に、通常派生する神経症状であるものと判断する。

オ 「右前腕部から左手にかけての醜状障害」について

監督署による醜状障害の測定結果によれば、左前腕部から手部までにかけ、手のひら大の瘢痕が認められていることから、当審査会としても、障害等級第14級の3「上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」に該当すると判断する。

- (3)以上のとおり、当審査会としても、請求人に残存する障害は、決定書理由に 説示するとおり、障害等級併合第8級に該当するものと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応 ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由 はない。

よって主文のとおり裁決する。